

派遣先が法律違反を行った場合

- (1) 許可事業主以外の者から船員派遣の役務の提供を受けている者は、これらの違法行為を是正するために必要な措置をとるべきこと等について国土交通大臣からの勧告を受ける場合があり、この勧告に従わないときには、企業名等が公表されることがあります。
- (2) 派遣先が派遣受入期間の制限に違反している場合は、その違反を是正するよう勧告され、この勧告に従わないときは、企業名等が公表されることがあります。また、派遣先が派遣受入期間の制限に違反しており、派遣船員が派遣先に雇用されることを希望する場合は、派遣先はその派遣船員を雇い入れるよう勧告され、この勧告に従わないときは、企業名等が公表されることがあります。
- (3) 派遣先が派遣船員への雇入契約の申込義務に違反している場合は、派遣先は雇入契約の申込みをすべきことを勧告され、この勧告に従わないときは、企業名等が公表されることがあります。
- (4) 派遣先管理台帳の整備、派遣先責任者の選任が適切に行われていない場合は、罰則の対象となります。